

## 年金の請求

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求手続きがなければ受給できません。加入していた年金制度によって請求先が異なります（左表参照）。

### 老齢基礎年金

▼受給要件 老齢基礎年金は次の①～⑤の期間の合計が原則として25年以上ある人が、65歳に達した日の翌月分から受給 ①国民年金保険料納付済期間②国民年金保険料免除期間（一部免除の場合は免除されなかった額を納付した期間）、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間③厚生年金や共済組合の加入期間④第3

### 加入していた年金制度

### 請求先

国民年金（第1号被保険者期間だけ）	保険年金課（市役所1階9番窓口）
国民年金（第3号被保険者期間のある人） 国民年金と厚生年金の加入期間のある人 厚生年金だけ	年金事務所
共済組合だけ	各共済組合
国民年金と共済組合の加入期間のある人 厚生年金と共済組合の加入期間のある人 厚生年金と国民年金と共済組合の加入期間のある人	年金事務所と各共済組合

号被保険者期間⑤合算対象期間（カラ期間） ※合算対象期間（カラ期間）とは、昭和36年4月から同61年3月までに厚生年金や共済組合加入者の配偶者で、本人がどの年金制度にも加入していなかった期間や、昭和36年4月から平成3年3月までに学生だった期間など、任意加入できる期間に任意加入しなかった期間などです。

▼年金額（平成22年度） 20～60歳の加入可能年数のすべてが保険料納付済期間の場合／79万2,100円（満額） ※免除・納付猶予・学生納付特例期間や未納期間があると減額されます。付加保険料（月額400円）を納めていた場合は、「納めた月

## 今月の納税

- 市・県民税……2期
- 国民健康保険税……2期
- 介護保険料……2期
- 後期高齢者医療保険料……2期

8月31日(火)まで

●納税は便利な口座振り替えで

数×2000円」が加算されます。▼支給月 偶数月 ▼請求方法 国民年金第1号被保険者期間だけの人は65歳になってから次の①～⑥を留意して請求 ①年金手帳または基礎年金番号通知書（本人・配偶者）②配偶者の年金証書（すでに年金を受給している場合）③印鑑④預（貯）金通帳⑤住民票世帯全員分で本籍・続柄が記載されているもの⑥戸籍謄（抄）本か住民票コード ※個人によりそのほかに必要な書類がありますので、事前にねんきんダイヤル（☎0570-051165）、大宮年金事務所（☎0520-4725）、保険年金課へお問い合わせください。

※受給資格期間を満たした人は、60歳以上65歳未満に繰り上げ（減額）請求、または66歳以降の繰り下げ（増額）請求が

## 9月から約1年間

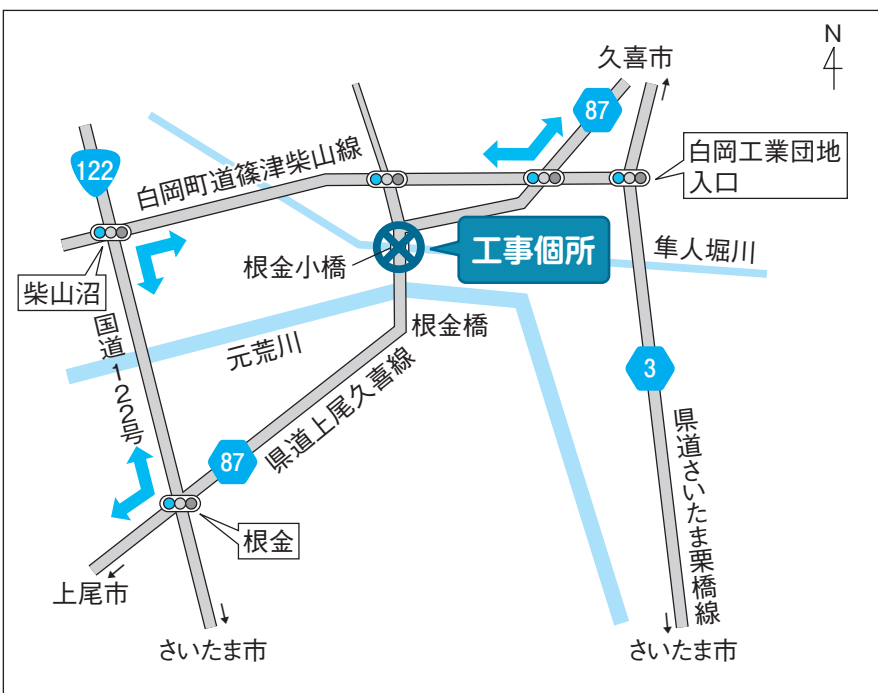
根金小橋の架け替え工事のため、県道上尾久喜線の一部は工事期間中終日通行できません。

▼工事期間 9月1日(水)～平成23年8月下旬 ▼工事箇所 根金小橋(南埼玉郡白岡町下大崎) ▼迂回路 自動144(2)

## 県道上尾久喜線の一部通行止め

車/国道122号・白岡町道 篠津柴山線を利用するなど他 路線へ迂回(左図参照) 自転車・歩行者/根金小橋下流側にある仮設歩道橋で迂回

↓杉戸県土整備事務所道路施設公園担当(☎048013412120・☎04801361442)





できません。繰り上げ請求すると障害基礎年金の請求はできません。

※65歳より前に厚生年金を受給している人は、65歳の誕生日に簡易申請書が郵送されます。必要事項を記入の上、日本年金機構へ返送してください。その際、住民票や戸籍謄(抄)本などは不要です。

↓保険年金課(☎775-15137・☎775-9827)

**10月1日に平成22年国勢調査を行います**

国勢調査は、統計法に基づいて行われている最も基本的で大規模な統計調査です。1920(大正9)年の第1回調査以来5年ごとに実施しています。全国、都道府県、市区町村の人口や世帯の実態を明らかにし、各種行政施策を進めるための基礎資料になります。

国勢調査は日本に住んでいるすべての人が対象です。9月下旬から10月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ伺います。国勢調査員をはじめとする調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

↓庶務課(☎775-4989・☎775-9819)

**市の各施設の臨時休館と移動執務**

**●コミュニティセンター**

館内消毒のため、8月9日(月)・10日(火)は臨時休館します。これに伴い消費生活センターは市役所議会議棟4階理事者控室(☎775-5111)内線375)で移動執務を行います。

↓コミュニティセンター(☎775-0866・☎775-0868)、消費生活センター(☎775-0800・☎776-4600)

**●イコス上尾**

施設設備点検のため、8月16日(月)は臨時休館します。

↓イコス上尾(☎772-611・☎772-1614)

**●文化センター**

館内電気設備保守点検のため、8月12日(木)・13日(金)は臨時休館します。これに伴い上尾公民館は、12日は市役所6階602会議室(☎775-5111)内線602)で、13日は市役所7階701会議室(☎775-5111)内線701)で移動執務を行います。

↓文化センター(☎774-2951・☎774-2955)、上尾公民館(☎775-0185・☎776-7366)

**●原市公民館**

館内消毒のため、8月14日(土)・15日(日)は臨時休館します。これに伴い公民館図書室も休館しますので、本の返却はブックポストへお願いします。

↓原市公民館(☎721-4948・☎721-4946)

**●上平公民館**

館内消毒のため、8月14日(土)・15日(日)は臨時休館します。これに伴い公民館図書室も休館します。ブックポストへの本の返却もできません。

↓上平公民館(☎775-308・☎770-1102)

**●大谷公民館**

館内消毒のため、8月14日(土)・15日(日)は臨時休館します。これに伴い公民館図書室も休館しますので、本の返却はブックポストへお願いします。

↓大谷公民館(☎781-892・☎780-1113)

**8月から父子家庭にも児童扶養手当を支給**

児童扶養手当は、父または母と生計を別にしていない子どもを育成している家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉を増進するための制

度です。このたび法が改正され、8月1日(日)から父子家庭にも手当が支給されることになりました。

手当を受けるためには申請が必要で、11月30日(火)までに申請すれば、7月31日以前から対象になっている人は8月分から、8月1日以後に対象になった人は該当した翌月分から、それぞれ手当が支給されます(所得制限、公的年金の受給制限などがあります)。

▼対象 おおむね次の①～⑥のいずれかに該当し、18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満まで)の子どもを監督・保護し、生計を同じくしている父 ①父母が離婚した②母が死亡した③母が重度の障害の状態にある④母に1年以上遺棄されている⑤母が

児童数	全部支給	一部支給
1人	4万1,720円	4万1,710～9,850円
2人	4万6,720円	(4万1,710～9,850円)+5,000円
3人以上	1人に3,000円を加算	

法令により1年以上拘禁されている⑥母が婚姻によらず出産した ※父または子どもが日本国外に住んでいる場合は対象になりません。▼支給額 上表のとおり(月額)▼支給月 年3回 ①12月/8

②11月分③4月/12月/3月分④8月/4月/7月分 ▼申請方法 申請者本人が直接子ども家庭課(市役所2階)窓口へ ※必要書類は申請者の状況で異なりますので、事前に子ども家庭課へお問い合わせください。

↓子ども家庭課(☎775-5120・☎774-5342)

**県立埴保己一学園 教育相談会・アイチャレンジ、学校公開**

**●教育相談会・アイチャレンジ**

▼ときとところ ①8月21日(土)午前10時～午後3時30分・越谷市教育センター(越谷市増林3-4-1)②8月22日(日)午前10時～正午・久喜市ふれあいセンター久喜(久喜市青毛753-1)③9月11日(土)午前10時～午後3時30分・熊谷市文化創造館さくらめいと(熊谷市拾八間1-1-1) ▼申し込み ①②/8月9日(月)までに電話で ③/8月30日(月)までに電話で